

○萩市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加齢による聴力機能の低下により日常生活に支障がある高齢者に対し、補聴器の装用等の促進をすることにより、社会参加や地域交流を支援し、認知症の予防や引きこもりの防止を図るため、補聴器の購入に要する費用に対して助成金を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす 65 歳以上の者とする。

- (1) 萩市内に住所を有していること。
- (2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定に基づく聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていないこと。
- (3) 両耳の聴力レベルが 40 デシベル以上 70 デシベル未満で、耳鼻咽喉科の医師が補聴器装用の必要性を認める者であること。
- (4) この要綱による助成金の交付を受けたことがないこと。ただし、この要綱による助成金の交付を最後に受けた日から 5 年を経過しているときは、この限りではない。

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、萩市内の補聴器販売店で購入する補聴器本体（電池、充電器及びイヤモールド（以下「付属品」という。）を含む。）の購入に要する費用とする。ただし、次に掲げる費用は対象経費から除くものとする。

- (1) 診察料、検査料及び意見書作成料等の受診費用
- (2) 補聴器の修理、保守、電池交換及び付属品のみの購入に係る費用
- (3) 集音器の購入に係る費用
- (4) その他市長が不相当と認める経費

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、30,000 円を上限とする。この場合において、算出した助成金の額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補聴器を購入する前に、萩市高齢者補聴器購入費助成金交付申請書（別記第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補聴器を販売する事業者が作成した見積書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するとともに、萩市高齢者補聴器購入費助成金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(助成金の請求)

第7条 前条第1項の規定により交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定に係る補聴器を購入したときは、萩市高齢者補聴器購入費助成金請求書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に請求するものとする。

(1) 領収書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付)

第8条 市長は、前条の請求書の提出を受けたときは、これを審査し、適当であると認めるときは、助成金を交付する。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 第2条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(2) 助成金の交付決定を受けた日の属する年度内に当該決定に係る補聴器を購入しなかったとき。

(3) この要綱に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

(5) その他市長が不適當と認めたとき。

(助成金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、必要に応じて市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

萩市高齢者補聴器購入費助成金交付申請書

年 月 日

萩市長 様

(申請者) 住 所

ふりがな

氏 名

※自署または記名押印

電話番号

高齢者補聴器購入費助成金の交付を受けたいので、萩市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

なお、この申請に係る審査に当たり、住民基本台帳、聴覚障害による身体障害者手帳の取得状況その他必要な事項を調査することに同意します。

対象者	氏 名		生年月日	年 月 日(歳)
	住 所			
	対象要件	<input type="checkbox"/> 聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない。 <input type="checkbox"/> 過去5年以内にこの助成金の交付を受けていない。		
助成金の申請額		円		
購入予定の 販売事業者				

※助成金の申請額は、補聴器の購入費に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数は切捨て。上限30,000円）となります。

※添付書類 補聴器の見積書の写し

医師の意見欄	
<p>上記の方の4分法による両耳の聴力レベルは、右（ dB）・左（ dB）であるため、補聴器の装用が必要であると認めます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所在地 医療機関名 医師氏名</p>	
(印)	

※両耳の聴力レベルが40dB以上70dB未満の方が助成金の対象となります。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

住 所

氏 名 様

萩市長

萩市高齢者補聴器購入費助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで提出があった萩市高齢者補聴器購入費助成金の交付申請について、下記のとおり決定しましたので、萩市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 交付決定等

交付決定 交付金額 円

不交付 （理由： ）

2 備考

- ・助成対象経費は、補聴器（電池、充電器、イヤモールドを含む）の購入費用です。
- ・見積書に記載された補聴器を購入してください。
- ・集音器は助成対象外です。
- ・インターネット販売、通信販売での購入は、助成対象外です。

第3号様式（第7条関係）

萩市高齢者補聴器購入費助成金請求書

年 月 日

萩市長 あて

(申請者)

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付けで交付決定があった萩市高齢者補聴器購入費助成金について、交付を受けたいので、萩市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱第7条の規定により請求します。

記

1 助成金交付請求額 _____ 円

2 助成金の振込先

金融機関名	銀行・信金 労金・商銀 農協・漁協	支店名	本店 支店 支所	種類	普通 当座 ()
口座番号					
フリガナ					
口座名義					

3 添付書類 領収書の写し